

令和 8 年第 6 回教育委員会議事録

令和 8 年 3 月 25 日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和8年3月25日（水）午後2時00分～午後3時56分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 渋谷 正宏 委 員 對馬 初音

委 員 伊井 希志子 委 員 前田 小百合

委 員 大川 康德

出席説明員 事務局次長 井上 純良 学校整備・支援担当部長 高山 靖

生涯学習部 武井 浩司 庶務課長 近藤 高成

学校ICT 松下 征弘 教育人事・指導課長 松尾 了

教育人事・指導課 柿添 剛広 学務課長 森 令子

統括指導主事 特別支援教育課長 有坂 直子 学校整備課長 安川 卓弘

支援センター所長 学校支援課長 中曾根 聡 生涯学習推進課長 牛山 進一郎

済美教育センター所長 古林 香苗 済美教育センター統括指導主事 清水 里恵

済美教育センター統括指導主事 齊藤 敦 済美教育センター指導主事 樋川 達郎

済美教育センター教育相談担当課長 岡部 洋右 中央図書館長 出保 裕次

事務局職員 庶務係長 倉岡 直哉 法規担当係長 荒川 正良

担当書記 松尾 菜美子

傍 聴 者 0名

会議に付した事件

議案

- | | |
|--------|--|
| 議案第29号 | 杉並区教育ビジョン2022推進計画の一部修正について |
| 議案第30号 | 教育財産の用途廃止について |
| 議案第31号 | 教育財産の用途廃止について |
| 議案第32号 | 杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則 |
| 議案第33号 | 杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則 |
| 議案第34号 | 杉並区立就学前教育支援センター処務規則の一部を改正する規則 |
| 議案第35号 | 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則 |
| 議案第36号 | 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 |
| 議案第37号 | 杉並区教職員健康管理規則の一部を改正する規則 |
| 議案第38号 | 杉並区立学校教科用図書採択に関する規則の一部を改正する規則 |
| 議案第39号 | 杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則 |
| 議案第40号 | 杉並区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 |
| 議案第41号 | 杉並区学校教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 |
| 議案第42号 | 杉並区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 |
| 議案第43号 | 杉並区学校教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 |
| 議案第44号 | 杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 |
| 議案第45号 | 杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則 |
| 議案第46号 | 杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則 |

議案第47号	杉並区学校教育職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則
議案第48号	杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
議案第49号	杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
議案第50号	杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
議案第51号	杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
議案第52号	杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
議案第53号	杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
議案第54号	杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
議案第55号	杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
議案第56号	杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則
議案第57号	杉並区学校給食費等に関する規則の一部を改正する規則
議案第58号	杉並区教育委員会施設管理規則

報告事項

- (1) 令和8年度学校給食費について
- (2) 区立学校への生理用品寄贈における感謝状の贈呈について
- (3) 令和8・9年度杉並区青少年委員の委嘱について
- (4) 学校運営協議会委員の任命について
- (5) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (6) 特別支援教育教科用図書の採択事務について
- (7) 令和8年度 杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について

協議事項

(1) 宿泊行事のあり方検討について

目次

議案

議案第29号	杉並区教育ビジョン2022推進計画の一部修正 について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
議案第30号	教育財産の用途廃止について・・・・・・・・	13
議案第31号	教育財産の用途廃止について・・・・・・・・	14
議案第32号	杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改 正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
議案第33号	杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規 則・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
議案第34号	杉並区立就学前教育支援センター処務規則の一 部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・	15
議案第35号	杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正 する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
議案第36号	杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を 改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
議案第37号	杉並区教職員健康管理規則の一部を改正する規 則・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
議案第38号	杉並区立学校教科用図書採択に関する規則の一 部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・	17
議案第39号	杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一 部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・	17
議案第40号	杉並区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当 に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	20
議案第41号	杉並区学校教育職員の管理職員特別勤務手当に 関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	20
議案第42号	杉並区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規 則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・	20
議案第43号	杉並区学校教育職員の管理職手当に関する規則 の一部を改正する規則・・・・・・・・・・	20
議案第44号	杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当 に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	20

議案第45号	杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等 に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・	20
議案第46号	杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給 等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・	20
議案第47号	杉並区学校教育職員の級別資格基準に関する規 則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・	20
議案第48号	杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規 則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・	20
議案第49号	杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇 等に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・	22
議案第50号	杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等 に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・	22
議案第51号	杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休 暇等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	22
議案第52号	杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行 規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・	22
議案第53号	杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規 則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・	22
議案第54号	杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 の一部を改正する規則・・・・・・・・・・	22
議案第55号	杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の 一部を改正する規則・・・・・・・・・・	22
議案第56号	杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に 関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・	22
議案第57号	杉並区学校給食費等に関する規則の一部を改正 する規則・・・・・・・・・・	25
議案第58号	杉並区教育委員会施設管理規則・・・・・・・・・・	27

報告事項

(1) 令和8年度学校給食費について・・・・・・・・・・	25
(2) 区立学校への生理用品寄贈における感謝状の贈呈につ いて・・・・・・・・・・	30
(3) 令和8・9年度杉並区青少年委員の委嘱について・・	30

- (4) 学校運営協議会委員の任命について 30
- (5) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について . . . 31
- (6) 特別支援教育教科用図書採択事務について 31
- (7) 令和 8 年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について 32

協議事項

- (1) 宿泊行事のあり方検討について 34

教育長 定刻になりましたので、ただいまから令和 8 年第 6 回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に伊井委員とのご指名がございましたので、よろしくお願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案 30 件、報告事項 7 件、協議事項 1 件を予定してございます。以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入りますが、協議事項につきましては、区の意思形成過程の内容を含む案件となっております。したがって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定により非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、そのようにいたします。

それでは、まず議案の審議を行いますので、事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第 1、議案第 29 号「杉並区教育ビジョン 2022 推進計画の一部修正について」を上程いたします。私の方からご説明を申し上げます。議案をお手元にお出しいただきまして、2 ページ目をご覧くださいと思います。

令和 7 年 12 月 16 日に教育委員会において決定された基本方針に基づきまして、令和 6 年度から令和 8 年度の杉並区教育ビジョン 2022 推進計画につきまして、「杉並区総合計画」「実行計画」等の毎年度修正との整合を図るとともに、状況の変化等に対応するため、一部修正を行うものでございます。一部修正の内容につきましては、資料 1 のとおりでございますので、資料 1、2 ページ目をご覧くださいと思います。

この資料は、初めに、現行、次に、修正後及び修正の理由を記載してございます。修正部分につきましては赤字にしてございますので、ご参照いただければと思います。

修正する 1 事業目でございますが、基本方針 1、計画事業 5「部活動の充実」でございます。現計画に基づく取組が前倒しで進展したことに伴い、2 ページ目、2 段目の取組項目、「部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方検討」としていた 8 年度の取組を、3 ページ目の表 2 段目のとおり、「部活動の地域との連携及び地域主体の活

動への移行実施」に修正をするものでございます。

また、一番下の段にございます外部指導員の配置回数につきまして、部活動を地域主体の活動として展開することに伴い、410回から390回に修正するものでございます。

次に、6ページ目をご覧くださいと思いますが、基本方針1、計画事業6「特別支援教育の充実」でございますが、下から2段目の取組項目、「済美養護学校がセンター的機能を発揮するための仕組みづくり」の検討が完了し、前倒しで実施できたため、7ページ目の赤字のとおり、7年度に「実施」を追加いたしまして、8年度から「検討」を削除するという修正を行うものでございます。

次に、8ページ目をご覧くださいと思いますが、基本方針1、計画事業8「教育相談体制の充実」でございますが、9ページ目をご覧くださいと思いますが、リード文の最後の3行の赤字部分のとおり、CEDARに、法的側面からの支援を充実させていくため、非常勤職員として学校問題対応専任弁護士の配置を進めていく旨、追記いたします。

10ページ目をご覧ください。一番下の取組項目に、7年度に学校問題対応専任弁護士の配置にかかる「検討」、8年度「配置」を追記いたします。

12ページ目をご覧くださいと思いますが、基本方針1、計画事業9「不登校児童・生徒支援体制の整備」でございますが、修正後のリード文に学びの多様な学校の設置時期を明記いたします。

取組項目、一番下の段の令和8年度の実施内容を実際の進捗に伴いまして、「検討」「設計」に修正を行います。また、注釈※印の4の説明文では、対象を中学生としていることから、児童・生徒ではなく生徒に修正をいたしまして、特別な教育課程の表記を正式な名称である「特別の教育課程」へ修正をいたします。

14ページ目をご覧くださいと思いますが、基本方針3、計画事業2「区立学校の増改築」でございますが、14ページ目の下から4段目の「杉並第六小学校の改築」の令和8年度の計画は、従前、設計0.3校としてございましたが、検討を延長することに伴いまして、16ページ目の一番上の取組項目を「検討」という形で修正を行うものでございます。

続きまして、一つ前の15ページ目をご覧くださいと思いますが、

上から３段目の取組項目、「学校プールの整備のあり方」は、記載のとおり、令和７年度に検討・方針策定を行う計画でしたが、令和７年度は民間プール活用の可能性を調査した実態に合わせ、「検討」のみに修正を行うものでございます。

令和８年度も試行結果を踏まえて検討いたしまして、方針を策定するため、取組の内容を適用から「検討・方針策定・適用」に修正するものでございます。

次に、基本方針４、計画事業４「区立学校における働き方改革の推進」でございます。１８ページ目をご覧くださいと思います。

修正後のリード文、赤字部分をご覧ください。『働き方改革の一層の推進に向け、令和８年４月１日施行の給特法第８条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定するに当たり、杉並区教育ビジョン２０２２推進計画の一部取組の実施計画として位置づけることとし、２０ページ目以降に対象の取組を再掲します』との記載を追記いたします。

最後に、２０ページ目をご覧くださいと思います。修正後の上段リード文にございますとおり、教員が働き方を考え、子どもと向き合うことのできる環境を整備し、教育の質の一層の向上につなげるため、給特法第８条に基づく「実施計画」を定めます。

「実施計画の目標」といたしまして、令和１１年度末までに、教育職員の１か月時間外在校等時間を平均３０時間程度に削減、令和８年度末までに「子どもと向き合う時間が確保できていると感じる教員の割合」を６０％に向上の２点を掲げるものでございます。

「業務量管理・健康確保措置の内容」といたしまして、杉並区教育ビジョン２０２２推進計画における取組を再掲するものでございます。対象の取組は、記載のとおり、基本方針１より記載の１１の取組となります。

続きまして、２１ページ目をご覧ください。基本方針２より１つの取組、基本方針３より１つの取組、基本方針４より１０の取組、以上を対象としてございます。

説明は以上になります。

最後に、議案の裏面にお戻りいただければと思います。２ページ目でございます。

３の「今後の主なスケジュール」につきましては、本教育委員会にて

ご審議を頂き、可決した後、ホームページで公表いたします。また、6月の第2回区議会定例会にて報告してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。議案の朗読は省略をさせていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

では、大川委員、お願いします。

大川委員 今、ご説明いただいた20ページかと思うのですが、目標に「『子どもと向き合う時間が確保できていると感じる教員の割合』を60%に向上」とあるのですが、これは今どれくらいなのか。分かれば教えてください。

庶務課長 ちょっとお待ちください。後ほどご回答させていただきます。

ほかはいかがでしょうか。では、伊井委員、お願いします。

伊井委員 いろいろご検討いただき、ありがとうございます。「部活動の充実」のところでお伺いしたいのですが、前倒しできたということでしたが、そこをどう前倒しできたかということのを少し伺いたいのと、410回から390回に外部指導員の配置回数が減っていますが、そのあたりはこの形で大丈夫なのかどうかをお聞かせいただけたらと思います。

学校支援課長 前倒しできたというのは、令和7年度、富士見丘中学校と学校支援本部の協力を得て、2部活、学校支援本部主体のクラブ活動として実施ができたということがありまして、検討段階から実施段階に今年度、モデルではありますが入ったと。そのことを踏まえて、8年度は更に実施校を増やしていく方向で、現在10校の学校と学校支援本部とで取組を進める見通しを立てたというところがございます。

それに合わせて、これまで部活動に外部指導員として入ってもらう時に、支援本部がその人材を紹介するなどして支えてきたのですが、今後、計11校で取り組むということは、支援本部の主体事業として、そうした地域人材を生かしていくということになるので、結果として、学校が外部指導員として頼む分が減ることから減にしているということでございます。

伊井委員 よく分かりました。ありがとうございます。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

教育長 先ほどの大川委員の質問なのですが、参考ですが、児童・生徒の悩みや相談に対応する時間が取れていると感じますかという

教員の働き方に関するアンケートの結果ですと、東京都の平均が47.50%で、杉並区の全校平均が55.1%となっております。

大川委員 ありがとうございます。向上させるというのは、元がどれぐらいで、どれぐらい上げるのか分からなかったもので、参考になりました。

庶務課長 では、前田委員、お願いします。

前田委員 2点ありまして、先ほどの大川委員のところにも関係するのですが、この時間とかパーセントは、杉並区が独自で決めた目標という理解でよろしいでしょうか。

教育人事・指導課長 30時間については、国から示されている令和11年度までのものです。パーセントについては、区独自のものとなっております。

前田委員 ありがとうございます。多分、検討の目標は幾つもの、いろいろな検討目標があるのかなと思うのですが、特に区独自のところで、これを定めた何か背景を教えてくださいませんか。

教育人事・指導課長 背景につきましては、教員がやはり子どもたちと向き合う時間を確保するというのが、一番の働き方改革の一つ目というところの考え方でこの目標を設定させていただいているところでございます。

前田委員 ありがとうございます。60%というのが、これはイメージとしては、一旦、令和8年度末が60%だけれども、それを少しずつ増やしていこうという一時的な目標値という認識でいいのでしょうか。

教育人事・指導課長 はい。おっしゃるとおりでございます。

前田委員 ありがとうございます。まず数字が明確になることで、その後のアクションがいろいろ出てくるのかなと思いますので、こちらを基本にしながらいろいろな施策をつくっていただきたいと思います。

あと、もう一つなのですが、私がもしかしていろいろ聞き漏れがあったのかもしれないのですが、済美養護学校のセンター的機能の話なのですが、今、「検討」から「実施」に変更したということですが、具体的にどの実施をもって「実施」になったのかというのをお聞かせいただけますでしょうか。

特別支援教育課長 センター的機能の仕組みづくりを検討して、来年度も検討して実施というところだったのですが、今年度、もう仕組みづく

りについては検討が終了しておりまして、学校の方に済美養護学校の特別支援教育に関する指導の改善に向けてですとか、研修を実施したりですとか、教職員による学校訪問の実施ですとか、あと、副籍交流の充実など、こういった支援ができますよということを学校にも十分通知をいたしまして、学校からも相談を受ける体制が整って、実際に充実してまいりましたので、機能を発揮する仕組みづくりも進んでいるということで、1年前倒しをして、計画を今回修正したところです。

前田委員 ありがとうございます。では、これまでは、済美の方で窓口がしっかりできなかったところを整理したわけですね。

特別支援教育課長 そうですね。より相談しやすい体制が整ったと考えております。

前田委員 分かりました。ありがとうございます。

庶務課長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第29号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第29号につきましては、原案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きまして、日程第2、議案第30号「教育財産の用途廃止について」を上程いたします。学校整備課長からご説明申し上げます。

学校整備課長 議案の第30号「教育財産の用途廃止について」、ご説明をいたします。

中瀬中学校でございますが、杉並区実行計画に基づきまして、令和2年度から改築事業を進めております。本年1月末に新校舎が竣工いたしまして、4月から新校舎での運営を開始する予定でございます。

それに伴いまして、今後の環境整備工事に向けて、既存校舎を解体する必要があるために、教育財産の用途廃止を行うものでございます。

議案を1枚おめくりいただきますと、用途廃止をする財産の内容は項番1に記載のとおりでございます。

もう1枚おめくりいただいて、配置図をご覧ください。建物を解体する部分としましては、敷地北側の既存校舎となっております。

用途廃止の時期は、3月31日でございます。

以上で説明を終わります。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 では、採決を行います。議案第 30 号について、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第 30 号については原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第 3、議案第 31 号「教育財産の用途廃止について」を上程いたします。引き続き、学校整備課長からご説明いたします。

学校整備課長 議案第 31 号「教育財産の用途廃止について」、ご説明いたします。

富士見丘中学校でございますが、杉並区実行計画に基づきまして、令和 5 年度から改築工事を進めてまいりました。本年 2 月末に新校舎が竣工いたしまして、4 月から新校舎に移転をして学校運営を開始する予定でございます。

移転に伴いまして、現在の校舎等の使用を終了するため、教育財産の用途廃止を行うものでございます。

議案を 1 枚おめくりいただきますと、用途廃止する財産の内容につきましては、項番 1 に記載のとおりでございます。

もう 1 枚おめくりいただいて、配置図、こちらが用途廃止をする建物等を図示しております。

用途廃止の時期は、中瀬中同様に、本年 3 月 31 日でございます。

以上で説明を終わります。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。こちらもよろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 では、採決を行います。議案第 31 号について、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第 31 号について、原案のとおり

可決いたします。

庶務課長 続きまして、日程第 4、議案第 32 号から、日程第 30、議案第 58 号までは、規則改正に関する議案となります。関連するものは一括にて上程させていただきますが、今回、件数が大変多いため、一括上程するものについては、議案名の読み上げを省略させていただきます。

それでは、まず、令和 8 年度組織機構改正に関することとして関連がございますので、日程第 4、議案第 32 号から、日程第 7、議案第 35 号までの 4 議案を一括して上程いたします。私の方から説明をさせていただきます。

今般、教育委員会事務局では、組織全体を見直し、ポストの統合、新設等を行ったところでございます。その中で、教育相談の事務に関しましては、複数箇所で行っていたものを一体的に行うこととしたため、杉並区立済美教育センター条例を改正し、教育相談を担っていたセンターの分室を廃止することとしたところでございます。また、いじめ等の学校問題対応の支援を強化するために、弁護士を非常勤職員として採用することとしたところでございます。このことなどに伴い、関連する規則を改正するものでございます。

それでは、議案の内容をご説明いたします。

初めに、議案第 32 号「杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則」でございます。議案の最後に添付してございます新旧対照表をご覧ください。よろしいでしょうか。

第 2 条及び第 3 条において、センターの分掌事務のうち教育相談等に関する事務を、第 5 条第 2 項において、教育相談担当課長をそれぞれ廃止することとしてございます。

次に、議案第 33 号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」でございます。先ほどの議案 32 号のとおり、教育相談担当課長の廃止に伴う規定整備を行ってございます。

次に、議案第 34 号「杉並区立就学前教育支援センター処務規則の一部を改正する規則」でございます。議案の最後に添付しております新旧対照表をご覧くださいと思います。

こちらは、事務局や済美教育センターと同様に、今般、就学前教育支援センターに統括指導主事、こちらを配置できるようにすることなど所要の規定の整備を行ってございます。

次に、議案第 35 号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」でございます。議案に添付してございます新旧対照表をご覧ください。

第 1 条第 5 号におきまして、学校問題対応のために、非常勤職員として学校問題対応弁護士を配置することとするほか、別表におきまして、報酬を月額 35 万円としてございます。

最後に、施行期日でございますが、いずれの議案につきましても令和 8 年 4 月 1 日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

伊井委員 この度組織改正がございまして、いろいろな形で調整があって非常に今後が期待されるところなのですけれども、名称だけで言うと、新しくなったり変わったりしていますので、そのあたりの周知の仕方も是非ご検討いただいて、こういった相談のところだと、やはりこれまでも「相談したい」と思った時に、すぐそこにつながったり、情報を得るために、「ここに相談すればいいのだ」ということを分かりやすくしていくことは、広く区民の方々に必要なのではないかなと思いますので、そのあたりを十分にご配慮いただいて進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

庶務課長 ありがとうございます。先般、教育相談の窓口を統合することに関しまして、広く区民の方が利用しやすいような形で表記をするという旨のご説明申し上げたのですが、それ以外の課につきましても、やはり同様の指摘というのが、例えば学校の現場とか、そういったところからも少し上がってきてございます。

この中できれいな形で表記をするのと同時に、ホームページなどでも積極的に周知を図って進めてまいりたいと考えております。

伊井委員 はい。是非よろしくお願いいたします。

庶務課長 ほかはいかがでしょうか。

教育長 確認なのですが、議案 34 号、2 枚目の 3 のところで「センターに統括指導主事を置くことができる」となっていますよね。その 4 番目に、「統括指導主事は、所長の命を受け、学校教育に関する専門的な職務に従事し、指導主事の業務を統括する」。この場合の所長は、

誰なのですか。

庶務課長 就学前教育支援センター所長です。

教育長 所長は、実際は誰になるのですか。

庶務課長 ですので、これはあくまでも所長は就学前教育支援センター所長で、直近の想定は、統括指導主事です。

教育長 所長の命を受け、統括指導主事が所長になると、矛盾しませんか。

庶務課長 もう一人、統括指導主事が入った時などを想定しています。そのため、「できる」規定となっています。

教育長 なるほど。これは矛盾しないということですね。

庶務課長 矛盾していません。

教育長 なら、問題ありません。

庶務課長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 議案の採決に当たり、ただいま一括上程した議案に対して、一括して採決を行うことに異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、一括して議案の採決を行います。

議案第 32 号から第 35 号までについて、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第 32 号から 35 号までについて、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、主務教諭の設置に関することとして関連がございますので、日程第 8、議案第 36 号から、日程第 11、議案第 39 号までの 4 議案を一括して上程させていただきます。私の方からご説明を申し上げます。

令和 7 年 6 月学校教育法の一部改正により、新たな職として主務教諭を設置できるようになりましたことを受けまして、東京都におきましては、この主務教諭の職を設置して、現在の主任教諭をこれに位置づけることとなりました。これに伴いまして、区立学校に主務教諭の職を設置するなどの必要があることから、関連する規則を改正するものでございます。

初めに、議案第 36 号「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」でございます。議案の最後の新旧対照表をご覧くださいければと思います。

こちら、第 7 条におきまして、第 1 項では、小中学校に主務教諭を置くことができることとし、第 2 項で、主務教諭の職務を児童及び生徒の教育をつかさどり、学校の教育活動に関し、教職員間の総合的な調整を行うものとするものでございます。第 3 項では、職名を主任教諭とすることとしてございます。また、第 4 項及び第 5 項では、養護をつかさどる主務教諭を、第 6 項及び第 7 項では栄養の指導管理をつかさどる主務教諭を置くことができることとしてございます。

なお、特別支援学校につきましても、この第 7 条の規定を準用していることから、特別支援学校にも主務教諭を置くことができるものになっております。

第 7 条の 2 及び第 24 条でございますが、教務主任、生活指導主任等の主任を置かないことができる場合に、主務教諭を置く時を加えるものでございます。

次に、議案第 37 号「杉並区教職員健康管理規則の一部を改正する規則」でございます。議案の最後の新旧対照表をご覧ください。

第 2 条におきまして、この規則が適用される教職員の定義に「主務教諭」を加えるものでございます。

次に、議案第 38 号「杉並区立学校教科用図書の採択に関する規則の一部を改正する規則」でございます。議案の最後の新旧対照表をご覧ください。

第 3 条第 2 項及び第 9 条第 2 項におきまして、教科書の採択に必要な調査を行う教科書調査委員会の委員とされる職に「主務教諭」を加えるものでございます。

次に、議案第 39 号「杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。議案の最後に添付してございます新旧対照表をご覧ください。

こちらは第 11 条におきまして、期末手当に職務段階等に応じた加算をする職員について、主任教諭または主任養護教諭を「主務教諭」に改めるものでございます。

最後に、施行期日でございますが、いずれの議案につきましても、令

和 8 年 4 月 1 日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

教育長 ちょっといいですか。細かいところなのですが、38 号の新旧対照表で、今回、第 9 条に主務教諭を付け加えたと書いてありますよね。

庶務課長 はい。

教育長 もともと主任教諭が入っていないのに、なぜ、これは主務教諭が付け加わったのでしょうか。

済美教育センター所長 私どものところの教科書採択でも同じことなのですけれども、主任教諭は東京都の制度で、教諭の中にある職だったのですけれども、主務教諭は国の制度としてきちんと位置づけられたものになるので、今までは、主任教諭、教諭と書かなくてもよかったのですけれども、主務教諭だったら明記しないといけないということで入れております。

教育長 承知しました。ありがとうございました。

庶務課長 ちなみに、学校教育法の改正に伴って、その職の指定をする際に同じように規定をするというところでご理解いただければと思います。

ほかはよろしいでしょうか。

では、ないようでございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 では、採決に当たり、ただいま一括上程した議案に対して、一括して採決を行うことに異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、一括して議案の採決を行います。

議案第 36 号から 39 号までについて、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第 36 号から 39 号までにつきまして、原案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きまして、令和 7 年度人事委員会勧告による給与改定に伴

うこととして関連がございますので、日程第 12、議案第 40 号から、日程第 20、議案第 48 号までの 9 議案を一括して上程いたします。私の方から説明させていただきます。

まず、今回の改正につきましては、教員の給与、服務に関する改正を行うものでございまして、一括上程を二つでご説明いたします。

まず、一つ目の一括上程は、昨年 10 月の特別区人事委員会勧告や東京都の制度改正等に伴うものでございます。二つ目につきましては、条例改正による生理休暇の名称変更等に伴うものでございます。

それでは、一つ目の議案第 40 号から 48 号までのご説明をさせていただきます。

昨年 10 月、特別区人事委員会勧告では、管理職の役割の重要度が増している状況に鑑み、管理職の職務・職責をより重視した給与体系の実現が必要であるとされたところでございます。

これを踏まえ、区では、幼稚園教員及び区費教員の給与に関する条例を改正し、管理職員特別勤務手当を見直すとともに、区費教員については、早期昇格者の処遇改善のための給料表改定を行ったところでございます。このほか、国において、職務経験のある者が新たに職員になった場合の初任給の加算方法を見直したことなどを踏まえ、区でも加算方法を見直すことといたしました。このようなことに伴いまして、関連する規則を改正するものでございます。

初めに、議案第 40 号「杉並区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。議案の最後に添付しております新旧対照表をご覧くださいと思います。

管理職が災害対応などの臨時、緊急の業務に、週休日、休日及び平日の夜中に従事した際に支給される管理職員特別勤務手当につきまして、新設する第 4 条におきまして、平日と週休日等をまたぐ勤務を行った場合には、二重で支給しないこととするとともに、所要の規定の整備を行ってございます。

次の議案第 41 号の区費負担の教育職員の規則改正につきましても、同様の改正を行うものでございます。

次に、議案第 42 号「杉並区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」についてですが、議案の最後に添付してございます新旧対照表をご覧ください。

管理職の職務・職責の見直しに伴いまして、園長及び副園長の管理職手当を記載のとおり、改定するものでございます。

次の議案第 43 号の区費負担の教職員の規則改正につきましても、同様の改正を行うものでございます。

次に、議案第 44 号「杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。議案の最後に添付してございます新旧対照表をご覧ください。

管理職の給料表の改定に伴いまして、管理職の義務教育等教員特別手当の月額を記載のとおり、改定するものでございます。

次の議案第 45 号「杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」でございます。最後に添付してございます新旧対照表をご覧ください。

議案第 44 号と同様に、管理職の給料表の改定に伴い、管理職への昇格時対応号給表の記載を改めるものでございます。

次に、議案第 46 号「杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」でございます。議案の最後に添付してございます新旧対照表をご覧ください。

こちらは、職務経験者が新たに職員となった場合の初任給への号給加算の方法を改めるものでございまして、第 4 条第 3 項におきまして、前職の経験年数について、12 月につき 4 号を加算することなどとしてございます。

次に、議案第 47 号「杉並区学校教育職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則」でございます。議案の最後に添付しております新旧対照表をご覧ください。

まず、職員の給料表の職務の級の決定に必要な資格を定める別表第 1 において、職種に「主務教諭」を加えるものでございます。

次に、別表第 3 でございます。職務経験者が新たに職員となった場合の初任給における経験加算の年数の換算率等を見直し、官民の職歴を原則 10 割で換算するなど、記載のとおり改めてございます。

次に、議案第 48 号「杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。議案の最後に添付してございます新旧対照表をご覧ください。

東京都では、教員が週休日または休日に部活動の指導をした場合の特

殊勤務手当の額を 3,000 円から 4,300 円に改めることとしたことを踏まえ、区費教員においても同様に改正を行うものでございます。

最後に、施行期日でございますが、いずれの議案につきましても、令和 8 年 4 月 1 日としてございます。

また、議案第 48 号の特殊勤務手当につきましては、経過措置を規定してございます。なお、いずれの議案も条例の規定に基づく特別区人事委員会の協議を経ております。

以上で説明を終わります。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。こちらもよろしいですか。

特にないようでございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 では、議案の採決に当たり、ただいま一括上程した議案に対して、一括して採決を行うことに異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議はございませんので、一括して議案の採決を行います。

議案第 40 号から第 48 号までについて、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議はございませんので、議案第 40 号から第 48 号までについては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、健康管理休暇への名称変更等に伴うこととして関連がございますので、日程第 21、議案第 49 号から、日程第 28、議案第 56 号までの 8 議案を一括して上程いたします。私の方からご説明を申し上げます。

先般の教育委員会にもお諮りを申し上げたとおり、区では生理休暇の名称を健康管理休暇に改めることとし、幼稚園教育職員及び区費教育職員の休暇を定める勤務時間の条例等の関連する条例改正を行ったところでございます。また、東京都においては、職員の介護と仕事との両立を支援する観点から、介護休暇の承認期間を拡充するとともに、介護時間の取得期間の上限を撤廃することとされました。このことなどに伴いまして、関連する規則を改正するものでございます。

初めに、議案第 49 号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休

暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。議案の最後に添付しております新旧対照表をご覧くださいと思います。

第 24 条でございますが、休暇の名称を健康管理休暇に改めるものでございます。

次に、議案第 50 号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明をいたします。議案の 3 ページ目の資料 1 の新旧対照表をご覧くださいと思います。

まず、第 29 条でございますが、議案第 49 号と同様に名称を改めるものでございます。第 35 条においては、東京都が介護休暇の承認期間を 6 か月から 1 年に拡充することから、同様に期間を改めるものでございます。第 35 条の 2 においては、都と同様に、介護時間の取得期間の上限を撤廃するものでございます。

なお、議案最後の資料 2 でございますが、介護休暇の申請書について、所要の規定の整備を行うこととしてございます。

次に、議案第 51 号「杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明をいたします。議案の最後の新旧対照表をご覧ください。

第 15 条と第 21 条は、議案第 49 号と同様に名称を改めるものでございます。

第 26 条及び第 28 条につきましては、議案第 50 号と同様に、介護休暇及び介護時間の期間を改めるものでございます。

次の議案第 52 号及び第 53 号につきましては、議案第 49 号と同様に、休暇の名称を改める改正を行うものでございます。

次に、議案第 54 号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。議案の最後に添付してございます新旧対照表をご覧ください。

第 4 条につきまして、令和 7 年 10 月の人事委員会勧告によりまして、支給割合を記載のとおり改めるものでございます。

第 5 条においては、議案第 49 号と同様に、名称を改めるものでございます。

次の議案第 55 号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。議案の最後に添付しております新旧

対照表をご覧ください。

第4条及び第5条については、議案第54号と同様に、支給割合及び休暇の名称を改め、第11条では、職務段階等加算となる職員の名称につきまして、主任教諭または主任養護教諭を「主務教諭」に改めるものでございます。

次に、議案第56号「杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則」でございます。議案の最後に添付しています新旧対照表をご覧ください。

第5条におきましては、議案第46号と同様に、経験加算の算定方法を改めるものでございます。第9条本文においては、第8号に規定する育児時間につきまして、フルタイム講師及び月額報酬のパートタイム講師に限り有給の休暇となっておりますが、それ以外の講師も有給とすることとするものでございます。

また、第9条第11号及び第24条の2におきましては、議案第49号と同様に、休暇の名称を改めるものでございます。

最後に附則でございます。いずれの議案につきましても、施行期日を令和8年4月1日とするもののほか、休暇の名称変更に係る経過措置を規定してございます。

なお、いずれの議案も条例の規定に基づく特別区人事委員会の協議を経ております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

教育長 いいですか。ちょっと教えてください。第54号の新旧対照表で見ると、乗じる数字が120から118.75に変わっているということは、これは実質的な減額になったという理解でいいでしょうか。乗じる額は、今までは100分の120だったのが、100分の118.75と数字が減っているということは、額が減ってしまうということなのですか。

庶務課長 ちょっと確認をさせてください。大変失礼しました。この改正前の数字というのは、7年の勧告で冬に上げているのですね。夏の分は、そのままになっておりまして、それを8年度は年間でならすものですから。

教育長 一気に上げたから。

庶務課長 事実上は減っているのですけれども、7年度分については年間ベースで比べるとという形で冬が多くなっているという状況です。

教育長 分かりました。

庶務課長 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 では、採決に当たり、ただいま一括上程した議案に対し、一括して採決を行うことに異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、一括して議案の採決を行います。

議案第49号から第56号までについて、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第49号から第56号までについては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第29、議案第57号「杉並区学校給食費等に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

なお、本件は、その後の報告事項1番「令和8年度学校給食費について」が関連いたしますので、先にこちらの報告をさせていただいた上で、議案の審議とさせていただきたいと思っております。では、まず学務課長から報告につきまして、ご説明をさせていただきます。

学務課長 それでは、報告資料の1、「令和8年度学校給食費について」、ご覧ください。

学校給食につきましては、文部科学省が定める学校給食摂取基準に基づく栄養素、カロリーをしっかりと摂取できるように、物価高騰等を考慮し、給食単価を毎年見直しているところでございます。8年度の学校給食費の単価については、次のとおりとさせていただきます。

まず、8年度の学校給食費として算定基準額を算出いたしました。この算定基準額は、学校給食摂取基準において、栄養素の基準値としている「小学校中学年」の子の給食費を算定基準額とします。

この算定基準額の考え方といたしましては、牛乳、主食、おかず、それぞれの物価高騰等を想定いたしまして、この足し上げといたしまして、1食あたり7年度比19円増の351円となります。

その上で、各学年の学校給食費でございますが、まず学年ごとの学校

給食費、こちらについては、学校給食摂取基準における摂取栄養素割合等を考慮しまして、小学校低学年 326 円、中学年 351 円、高学年 375 円、中学生が 428 円といたしました。

次に、多様化給食でございますが、これまでの実績を踏まえ、学年ごとの給食単価の 1.3 倍といたしました。

次に、特別支援学校の給食費でございますが、こちらは児童・生徒の特性に合わせて形態食、とろみとかミキサーをかける必要がございますので、一定程度、係数を掛けまして、これも実績に沿って係数をかけた結果、給食費一覧にあるとおりの金額とさせていただきたいと思います。

また、こちらの公表については、区のホームページで公表しますものと併せまして、やはり学校の保護者がこの物価高騰の折、給食が少なくなるのではないかと、不安を覚える方もいらっしゃると思いますので、それを払拭する意味も込めまして、保護者全員に tetoru にて周知する予定でございます。

ご報告は以上です。

庶務課長 それでは、引き続きまして、私の方から規則の改正について、ご説明を申し上げます。

議案第 57 号「杉並区学校給食費等に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

本議案は、内容を学校給食費等の改定の内容を踏まえまして、学校給食費等の 1 食あたりの額を改めるとともに、令和 8 年度の保護者負担の学校給食費の無償化に係る予算が成立したことから、所要の改正を行うものでございます。

議案の内容についてご説明を申し上げますので、議案の最後に添付してございます新旧対照表をご覧ください。

まず、別表第 1 でございます。小学校、中学校及び特別支援学校において提供する学校給食につきまして、1 食あたりの額を定めておりますが、これを記載のとおり改めるものでございます。

次に、別表第 2 でございます。こちらは、多様化給食、すなわち学校行事等に合わせた多様な形態で実施する給食の 1 食あたりの額を記載のとおり改めるものでございます。

続きまして、新旧対照表の 1 ページ目の上段をご覧くださいと思います。制定附則の第 3 項におきまして、保護者負担の学校給食費の無

償化の期間を令和7年度から令和8年度に改めるものでございます。

議案を1ページお戻りいただいて、附則でございます。

施行期日を令和8年4月1日とするほか、必要な経過措置を定めてございます。

以上で説明を終わります。なお、議案の朗読につきましては省略させていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

教育長 よろしいですか。算定基準額というのは、23区でばらつきがあるものですか。

学務課長 はい。各区で行っておりますので、これはばらばらで、杉並区は大体平均して真ん中よりちょっと上くらいというところでございます。

教育長 ありがとうございます。

庶務課長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。

議案第57号について、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第57号について、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第30、議案第58号「杉並区教育委員会施設管理規則」を上程いたします。引き続き、私の方からご説明を申し上げます。

近年、区役所の窓口等におきまして、カスタマーハラスメントに該当する行為や無断での撮影、録音など、従来の庁舎管理では想定し得なかった事案が発生しております。

これを受けまして、区では、令和6年4月に杉並区役所庁内管理規則を改正し、庁内における撮影、録音行為等を新たに禁止事項として位置づけ、庁内の秩序保持及び公務の円滑な遂行を図ってきたところでございます。

しかしながら、この規則は、杉並区役所本庁舎及び一部の出先行政機

関が対象となるものでございまして、学校をはじめとする教育委員会が管理する施設が、以下、教育施設と申しますが、これらにつきましては対象外となっております。

一方で、保護者対応や窓口対応などにおいて、カスタマーハラスメントへの対応に苦慮する事例が教育施設においても生じており、区教育施設を管理する者が区役所庁内の管理に準じて個別に対応せざるを得ないような状況となっております。

加えて、東京都においても、令和7年4月に東京都カスタマーハラスメント防止条例が施行し、地方公共団体を含む事業者に対し、ハラスメントの防止に主体的かつ積極的に取り組むことが求められております。

こうした状況を踏まえまして、教育施設におきましても、区役所庁内の管理と共通する禁止事項を来庁者等に明示するとともに、従来の施設管理に共通する事項を整理し、新たに明文化することにより、教育施設の秩序保持及び公務の円滑な遂行を図るため、この規則を制定するものでございます。

それでは、議案の内容につきまして、ご説明いたします。まず、議案の最初のページから1ページお進みください。

まず、題名でございますが、「杉並区教育委員会施設管理規則」といたします。

第1条は、この規則の目的を定めてございます。

第2条は、施設管理者を定めるものでございます。施設管理者は、警備その他所属職員を指揮監督し、施設管理の責に任ずるものとし、各教育施設の長をもって充てることなどとするものでございます。

第3条は、庁内管理者を定めるものでございます。庁内管理者は、勤務時間内における所管する施設内各室の管理の責に任ずるものとし、盗難及び火災、その他災害の防止に関すること、秩序維持及び美観の保持に関すること、これらの業務に従事することなどとするものでございます。

第4条は、職員の努力義務を定めるものでございます。

第5条は禁止事項、第6条は禁止事項等の違反に対する措置を定めるものでございます。施設管理者が認めた場合を除き、何人も禁止行為を行ってはならないこととするほか、無断で禁止行為が行われた場合は、施設管理者が指示や禁止など必要な措置を講ずることができるものなど

とするものでございます。

第 7 条から第 10 条までの規定は、物品の搬出入者に対する質問等、門扉の開閉、門扉閉鎖後または休日等の出入り及び退室時の処理を定めるものでございます。

このほか、第 11 条は委任を定めるものでございまして、この規則に定めるもののほか、施設管理上必要な事項については、教育長が別に定めることとしてございます。

最後に、附則でございます。施行期日を令和 8 年 4 月 1 日としてございます。

なお、対象となる施設は、小学校、中学校、特別支援学校のほか、済美教育センター、就学前教育支援センター、図書館及び教育相談室など、教育委員会が所管する事業の実施場所でございます。

以上で議案の説明を終わります。朗読につきましては省略させていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、特段ないようでございますので、教育長、採決をお願いいたします。

教育長 議案の採決を行います。議案第 58 号について、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第 58 号について、原案のとおり可決といたします。

続きまして、報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項の説明をさせていただきます。本日は件数が多いため、全ての報告案件を一括してご説明させていただいた上で、最後に一括して質疑とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、報告事項 1 番につきましては、先ほどご説明させていただきましたので、報告事項の 2 番から 7 番まで順番に説明をさせていただきます。

それでは、まず、報告事項 2 番「区立学校への生理用品寄贈における

感謝状の贈呈」につきまして、学務課長からご説明いたします。

学務課長 生理用品寄贈における感謝状の贈呈についてでございます。

区立小中学校では、主に児童生徒の健康支援、それから教育的観点から、保健室での手渡し、それから令和4年度からはトイレに設置ということで衛生用品を児童生徒に渡すという取組をしております。

この度、生理用品が寄贈されましたので、「杉並区教育委員会感謝状等贈呈基準」に基づきまして感謝状を贈呈いたしましたので、ご報告いたします。

対象者は、ユニ・チャーム株式会社、贈呈日は、令和8年3月16日。寄贈内容ですが、1ケース576個入り生理用品を128ケース、各校2ケースずつの配布でございます。配布自体は明日配布し終わる予定になってございます。

また、教育委員会のホームページ等に、近日中にこのことを掲載して周知してまいりたいと考えてございます。感謝状自体は2枚目の方にありますので、ご覧いただければと存じます。

以上です。

庶務課長 続きまして、報告事項3番「令和8・9年度杉並区青少年委員の委嘱について」、続きまして、報告事項4番「学校運営協議会委員の任命について」、2件、学校支援課長からご説明をいたします。

学校支援課長 私からは、令和8・9年度杉並区青少年委員の委嘱について、ご報告させていただきます。

今回委嘱するのは、2枚目の名簿にありますとおり、35名の方となっております。

任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとなっております。

続きまして、杉並区学校運営協議会規則の規定に基づく学校運営協議会委員の任命について、ご報告いたします。

今回任命されるのは、小中合わせて40校、132名となっております。

任期は令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間となります。

私からの報告は以上です。

庶務課長 続きまして、報告事項5番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課長からご説明いたします。

生涯学習推進課長 私からは、令和８年２月の共催・後援名義承認につきまして、ご報告申し上げます。

２月分の合計は２７件で、内訳といたしましては、定例・新規の別は、定例２６件、新規１件となっております。共催・後援の別では、共催３件、後援２４件となっております。新規の１件でございますが、資料７ページをご覧ください。

就学前教育支援センター承認分で、名義形態は後援、団体名は、Dance and Art Festival 実行委員会、事業名は、「わくわく体験型小学校体験イベント」でございます。

私からの報告は以上でございます。

庶務課長 続きまして、報告事項６番「特別支援教育教科用図書の採択事務」につきまして、済美教育センター所長からご説明いたします。

済美教育センター所長 私からは、「特別支援教育教科用図書の採択事務について」、ご報告いたします。

令和８年度に予定している特別支援教育教科用図書の採択事務の流れ等について、資料を使ってご説明いたします。

まず、義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択ですけれども、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第１４条に基づき、当該教科用図書を使用する年度の前年度の８月３１日までに行わなければならないとされています。ですので、次年度の教科用図書の採択は、令和９年度に児童・生徒が使用する教科用図書の採択となります。

また、次年度に採択を予定しております特別支援学校並びに特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書無償措置法など関係法令によって、毎年採択が行われるものになっていることから実施をするものでございます。

資料の真ん中にある四角囲みですけれども、規則、要綱に基づき、「特別支援教育教科書調査委員会」を設置します。この委員会において、特別支援学校及び特別支援学級設置校から提出される調査報告に基づいて、教科用図書について、調査・研究をいたします。その内容を７月下旬には教育委員会にご報告させていただきます。

資料にはこの続きはございませんが、この報告を受けた後に、８月末までに教育委員会において採択を行っていただくことになります。どう

ぞよろしくお願いいたします。

ご報告は以上です。

庶務課長 続きまして、報告事項 7 番「令和 8 年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について」、済美教育センター指導主事からご説明いたします。

指導主事 私からは、「令和 8 年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について」、ご報告いたします。

令和 8 年度の杉並区立学校及び子供園教育課程届につきましては、杉並区立学校及び子供園の管理運営に関する規則に基づき、3 月末日までに教育委員会へ届出を行うこととなっております。これまで、学校、子供園との相談を経て、届出の受理を行ったところでございます。

学期及び休業日については同規則に定められておりますが、教育委員会が必要と認める時は、変更することが認められております。

まず、学期につきましては、令和 8 年度も全ての学校、子供園において、3 学期制として実施いたします。

次に、長期休業日を変更する学校です。年度当初の春季休業日の変更は、小学校 1 校、中学校 2 校です。夏季休業日の変更は、小学校 6 校、中学校 16 校、また、冬季休業日の変更は、小学校 10 校、中学校 5 校となっております。更に、年度末の春季休業日は、小学校 1 校、中学校 6 校が変更しております。詳細は記載のとおりでございます。

最後になりますが、都民の日を授業日とする学校は、小学校 9 校、中学校 14 校、また、開校記念日は、小学校で 12 校、中学校で 7 校が授業日として実施しております。

私からは以上でございます。

庶務課長 報告事項の説明は以上でございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

伊井委員、お願いします。

伊井委員 青少年委員の方々の委嘱についてなのですが、先日、活動報告会にも伺いまして、大変有意義な発表を聞いてまいりました。

未定というところが幾つかありまして、そのあたり、育成委員会の中での位置づけとしては、「清查中通」は、お二人ともいらっしゃらないし、「下井草」も、例えば四人のうち三人が不在とか、それから、「方南

和泉」は四人不在ということになりますと、活動そのものの学校との関わりとかそういったところを、是非学校支援課さんは名称が変わりますけれども、支援して支えていただけたらいいなと思います。

また、青少年協議会そのものが、今後の運営という意味で、いろいろなやりづらさを抱えないように、新しい方を決めていただくとか、そのあたりのサポートも是非お願いできたらなと思っております。よろしくお願いします。

学校支援課長 今、未定がある幾つかのところにつきましては、育成委員会の会長さん、推薦母体になりますが、ここと状況を確認しながら、お願いをしている状況でございまして、中には、1か月、2か月後には出せそうだということもありますし、また、育成委員会自体が非常に、今、保護者の協力を得るのに苦労しているところもありまして、育成委員会の活動で手いっぱいになっているという状況でございます。

青少年委員さんが自主的に集まって組織している青少年協議会、この協議会の活動を負担に感じるような青少年委員さんが増えてきているという面もありまして、こちらにつきましては、前年度、今年度と、協議会の在り方について検討を委員さんと一緒に進めて、来期はかなり協議会の活動をスリム化しようという方向も出されております。

私からは以上です。

伊井委員 そのあたりの活動についても、私も少々耳にしておりまして、いろいろなご苦労があることは想像するところでございます。今日の午前中にも総合教育会議がありまして、地域との協働ということで様々なお話をさせていただき、また区長からもいろいろなお話を頂戴いたしましたので、今後の形として、いろいろなケースであったり、いろいろな形で、ご検討いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

学校支援課長 ありがとうございます。そのようなことも含めながら、ただ、青少年委員さんが果たしてくださっている地域の様々な団体をつなぐという機能や、子どもを主体にしたまちづくりを進めようといった機能はとても大事な役割だと認識しておりますので、そうした役割をなくさないようにしながら、新しい形というものも検討していきたいなと考えております。

伊井委員 ありがとうございます。先日もそういった発表や、活動報告など、今回は校長先生も何人か活動報告会にいらしていただいて、初め

てという校長先生もいらっしゃいました。こういう活動しているのだということを改めてご覧いただいて、認識いただいている部分もでございます。今、中曽根さんがおっしゃった青少年委員の方々の活動の意味は、私も十分に承知して、心を込めて思いをはせるところでございますので、是非、サポートを今後もよろしくお願いいたします。

教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、特にないようでございますので、報告事項についての質疑を終わらせていただきます。

それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をさせていただきます。庶務課長、連絡事項がございましたら、どうぞ。

庶務課長 今後の教育委員会定例会についてでございますが、次回は4月8日水曜日、午後2時からを予定してございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

< 非公開 >

教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。